

監査委員公表第3号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和7年2月4日

戸田市監査委員 小川 千恵子

戸田市監査委員 十川 拓也

令和7年2月4日

令和6年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査対象

(1) 対象工事

喜沢2丁目児童遊園地リニューアル工事

(2) 対象課所

環境経済部 みどり公園課

総務部 管財入札課

2 監査期間

令和6年10月21日から令和7年1月31日まで

3 監査の着眼点(調査項目)

- (1) 計画(事業計画と工事目的、計画の経緯、関連工事等)
- (2) 設計(基本的な考え、設計基準及び資料、経済性への配慮、仕様書等)
- (3) 積算(積算基準及び積算資料、歩掛及び単価、数量及び金額等)
- (4) 契約(契約規則と執行、工事発注と施工業者決定等及び監理)
- (5) 工事監理(諸官庁との協議、施工計画、施工体制、品質管理、安全衛生、環境保全等)
- (6) 施工
- (7) 安全衛生
- (8) 環境保全
- (9) 維持管理
- (10) 現場確認

4 監査の実施内容

戸田市監査委員監査基準及び監査の着眼点を基本とし、書類審査、関係者（環境経済部みどり公園課、総務部管財入札課、工事請負者）の説明及び現場調査を行った。技術専門的な立場からの技術調査は、NPO法人彩の国建設技術支援センターに委託した。

5 監査の結果

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、指摘事項には該当しないものの、今後の事務執行において改善等が必要な事項については、監査委員の命を受けた行政委員会事務局長を通じて関係者に適正に処理を行うよう求める。